

こ 成 保 第 220 号
7 文 科 初 第 2580 号
令 和 8 年 3 月 16 日

各
〔
都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
中 核 市 市 長
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長
都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
指 定 都 市 ・ 中 核 市 教 育 委 員 会 教 育 長
幼 保 連 携 型 認 定 こ ど も 園
を 置 く 国 立 大 学 法 人 の 長
〕
殿

こども家庭庁成育局長
(公 印 省 略)

文部科学省初等中等教育局長
(公 印 省 略)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令等について

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令」(令和8年内閣府令第10号。以下「改正府令」という。)、
「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令の一部を改正する命令」(令和8年内閣府・文部科学省令第4号。以下「改正命令」という。)及び
「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件の一部を改正する件」(令和8年内閣府・文部科学省告示第2号。以下「改正告示」という。)については、本日公布され、令和8年4月1日から施行・適用されることとなった。

その趣旨及び内容は下記のとおりであるため、十分御了知の上、各都道府県知事等におかれては、貴管内市町村(特別区を含む。)、関係者、関係団体等に対して、各都道府県教育委員会教育長におかれては、域内の市町村教育委員会(指定都市教育委員会・中核市教育委員

会を除く。)に対して、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

第1 改正の趣旨

1 保育所等における専門職の活用について

「保育政策の新たな方向性」(令和6年12月20日こども家庭庁公表。以下「新たな方向性」という。)において、「保育所等における障害のあるこどもや医療的ケア児の受入れは増加。多様なニーズを抱えたこどもについて、インクルージョンの観点から保育所等の受入れを推進するとともに、ニーズに応じた専門的な支援の確保・充実が必要」であり、「理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理職等の専門職の活用・・・を進め、保育所等における専門的支援やインクルージョンを推進」することとされていることを踏まえ、所要の改正を行うこととすること。

2 保育所等における3歳児の職員配置の改善に係る経過措置の終期の設定について

新たな方向性において、保育所等における「3歳児の職員配置の改善」について「改善の状況を確認しながら、「従前の基準により運営することも妨げない」としている経過措置の取扱いを検討」とされているところ、足下の職員配置の改善の状況を踏まえ、所要の改正を行うこととすること。

第2 改正府令の主な内容

1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設基準」という。)及び児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(平成10年厚生省令第51号。以下「改正省令」という。)の一部改正

ア 保育所における児童福祉施設基準第33条第2項の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができることとすること。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士(認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある保育所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいい、児童福祉施設基準第95条若しくは第96条又は改

正省令附則第2項の規定により保育士とみなされる者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととする。

イ 改正府令第1条の規定による改正後の児童福祉施設基準(以下「新児童福祉施設基準」という。)第33条第3項及び改正省令附則第2項の規定により特定理学療法士等及び看護師等(保健師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)が保育を行う場合には、当該保育所の保育士(当該特定理学療法士等が保育を行うに当たって支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととする。

ウ その他所要の改正を行うこと。

2 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育事業等基準」という。)の一部改正

ア 家庭的保育事業等基準第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項又は第47条第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型又は保育所型事業所内保育事業所若しくは小規模型事業所内保育事業所(以下「小規模保育事業所A型等」という。)に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができることとする。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型等の保育士(認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所A型等にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいい、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所にあつては、家庭的保育事業等基準附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととする。

イ 改正府令第3条の規定による改正後の家庭的保育事業等基準(以下「新家庭的保育事業等基準」という。)第29条第3項及び第4項、第31条第3項及び第4項、第44条第3項及び第4項並びに第47条第3項及び第3項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型等の保育士(新家庭的保育事業等基準第29条第4項ただし書、第31条第4項ただし書、第44条第4項ただし書又は第47条第4項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととする。

ウ その他所要の改正を行うこと。

3 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令(令和6年内閣府令第18号。以下「令和6年改正府令」)の一部改正

ア 令和6年改正府令附則第2項の規定(満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)による経過措置について、令和10年3月31日までとすること。

イ その他所要の改正を行うこと。

4 経過措置

改正府令の施行の日（令和 8 年 4 月 1 日）から起算して 1 年を超えない期間内において、新児童福祉施設基準第 33 条第 3 項、第 97 条（特定理学療法士等に係る部分に限る。以下において同じ。）及び第 98 条並びに新家庭的保育事業等基準第 29 条第 4 項及び第 5 項、第 31 条第 4 項及び第 5 項、第 44 条第 4 項及び第 5 項並びに第 47 条第 4 項及び第 5 項の規定による基準に従い定める児童福祉法第 34 条の 16 第 1 項に規定する市町村の条例又は同法第 45 条第 1 項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、新児童福祉施設設備運営基準第 33 条第 3 項、第 97 条及び第 98 条並びに新家庭的保育事業等設備運営基準第 29 条第 4 項及び第 5 項、第 31 条第 4 項及び第 5 項、第 44 条第 4 項及び第 5 項並びに第 47 条第 4 項及び第 5 項の規定による基準は、当該市町村の条例又は当該都道府県の条例で定める基準とみなすこと。

5 その他

その他所要の改正を行うこと。

第 3 改正命令及び改正告示の主な内容

1 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号。以下「幼保連携型認定こども園基準」という。）の一部改正

ア 幼保連携型認定こども園基準第 5 条第 3 項の表備考第 1 号に定める者について、1 人に限って、幼保連携型認定こども園に勤務する特定理学療法士等をもって代えることができることとすること。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、同表備考第 1 号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととすること。

イ 改正命令第 1 条の規定による改正後の幼保連携型認定こども園基準（以下「新幼保連携型認定こども園基準」という。）第 5 条第 3 項の表備考第 5 号及び附則第 8 条の規定により特定理学療法士及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考第 1 号に定める者（同表備考第 5 号ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととすること。

ウ その他所要の改正を行うこと。

2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 2 号。以下「認定こども園基準」という。）の一部改正

ア 認定こども園基準第 3 の 1、2 及び 4 により置かなければならない保育士の資格を有する者について、1 人に限って、当該幼保連携型認定こども園以外の認定こども園

に勤務する特定理学療法士等をもって代えることができることとする。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととする。

イ 改正告示第1条の規定による改正後の認定こども園基準（以下「新認定こども園基準」という。）第3の6及び附則第7条の規定により特定理学療法士及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の保育士の資格を有する者（新認定こども園基準第3の6ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととする。

ウ その他所要の改正を行うこと。

3 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令（令和6年内閣府・文部科学省令第1号。以下「令和6年改正命令」）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件（令和6年内閣府・文部科学省告示第1号。以下「令和6年改正告示」という。）の一部改正

ア 令和6年改正命令附則第2項の規定（満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する部分に限る。）及び令和6年改正告示附則第2項の規定（満3歳以上満4歳未満の子どもに対する教育及び保育に従事する職員の数に関する部分に限る。）による経過措置について、令和10年3月31日までとすること。

イ その他所要の改正を行うこと。

4 経過措置

ア 改正命令の施行の日（令和8年4月1日）から起算して1年を超えない期間内において、新幼保連携型認定こども園基準第5条第3項（同項の表備考第5号に係る部分に限る。以下同じ。）並びに附則第9条（特定理学療法士等に係る部分に限る。以下同じ。）及び第10条の規定による基準に従い定める就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第13条第1項に規定する都道府県又は指定都市等（認定こども園法第3条第1項に規定する指定都市等をいう。以下同じ。）の条例が制定施行されるまでの間は、新幼保連携型認定こども園基準第5条第3項並びに附則第9条及び第10条の規定による基準は、当該都道府県又は指定都市等の条例で定める基準とみなすこと。

イ 改正告示の適用の日（令和8年4月1日）から起算して1年を超えない期間内において、新認定こども園基準第3の6並びに附則第8項（同項の表第3の6の項に係る部分に限る。以下同じ。）及び第9項の規定による基準を参酌して定める認定こども園法第3条第1項及び第3項に規定する都道府県又は指定都市等の条例が制定施行されるまでの間は、新認定こども園基準第3の6並びに附則第8項及び第9項の規定

による基準は、当該都道府県又は指定都市等の条例で定める基準とみなすこと。

第4 その他

改政府令、改正命令及び改正告示の施行・適用に伴う留意事項については、追ってお示しすることとしていること。